

社会福祉法人久世南福祉会 評議員及び役員の報酬規程

(目的)

この規定は、社会福祉法人久世南福祉会の第8条「評議員の報酬」、第21条「役員の報酬等」を定めるものである。

1. 評議員の報酬

評議員の報酬を無給とする。

2. 理事及び監事の報酬

理事及び監事の報酬を無給とする。

この規程を変更する時は、評議員会、理事会の承認を得なければならぬ。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

※定款では報酬の支給は可能となっているが、第2回評議員会(H29.6.8)において、報酬等については、当面の間は「無報酬とする」旨が決議された。